

消 安 全 第 190 号  
令和元年 10 月 15 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 政 令 指 定 都 市 長  
殿

消 費 者 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

### 豚コレラに関する正確な情報発信等について

平素より、消費者安全の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、「豚コレラの発生について」（平成 30 年 9 月 10 日付け事務連絡）において、関係府省等の資料を参考に、ウェブサイトでの情報発信や消費者からの相談対応等へ御協力いただくようお願いしているところです。

今般、豚コレラへの対策として、予防的な豚コレラワクチンの接種が実施されることになりました。今回使用される豚コレラワクチンは、別添の「豚コレラに関する Q & A」（農林水産省作成）にあるとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。旧「薬事法」）に基づく承認を受けた動物用医薬品であり、安全性が確認されたものです。

消費者庁としましては、消費者の皆様が不安を覚えることのないよう、農林水産省等関係府省と連携し、豚コレラは豚やいのししの病気であり、人に感染するものではないこと、当該ワクチンを接種した豚の肉等を食べたとしても、人の健康に影響はないこと等、引き続き正確な情報発信を行ってまいります。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、消費者庁や関係府省等の資料を参考としつつ、今後とも、ウェブサイトでの情報発信や消費者からの相談対応等に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、都道府県におかれましては、本件について管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

【参考】関係府省等による豚コレラに関する情報発信

○消費者庁

「豚コレラに関する情報について」

([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_017/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_017/))

○内閣府食品安全委員会

「豚コレラについて」(<http://www.fsc.go.jp/sonota/csf/>)

○農林水産省

「豚コレラについて」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>)

○独立行政法人国民生活センター

「豚コレラに関する情報」

([http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/url\\_hpai.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/url_hpai.html))

## 豚コレラに関する Q&A

豚コレラは、豚やイノシシの病気であって、人に感染すること  
はなく、また、感染した豚の肉が市場に出回ることもありません。  
仮に豚コレラに感染した豚の肉や内臓を食べても、人体に影響  
はありません。

Q 今回使用する豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べた場合、  
人の健康に影響はありますか。

A 今回使用する豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べても、人  
の健康に影響はありません。詳しくは以下をご覧ください。

Q1 豚コレラとは、どのような病気ですか。

A1 豚コレラ(Classical swine fever)は、豚コレラウイルスの感染による  
豚とイノシシの病気です。強い伝染力と高い致死率が特徴で、家畜伝染  
病予防法において家畜伝染病に指定されています。このため、発生した  
農場では、飼養豚等を対象に防疫措置を行うこととしています。

Q2 豚コレラとアフリカ豚コレラは、同じ病気ですか。

A2 症状は似ていますが、原因となるウイルスが異なる違う病気です。  
豚コレラの原因ウイルスは、フラビウイルス科ペスチウイルス属に分類  
されますが、アフリカ豚コレラ（African swine fever）の原因ウイルス  
は、アスファウイルス科アスフィウイルス属に分類されています。なお、  
アフリカ豚コレラウイルスも、人には感染しません。

Q3 これまでに、豚コレラの発生はありましたか。

A3 明治20年（1887年）、我が国で初めて豚コレラの発生が確認  
されました。昭和44年（1969年）に生ワクチンが開発され、発生  
が激減し、平成4年（1992年）を最後に発生は確認されていません  
でした。

Q4 豚コレラウイルスは、人に感染しますか。

A4 豚コレラは豚とイノシシの病気です。人には感染しません。

Q5 豚コレラにかかった豚の肉は、市場に流通しますか。

A5 豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員（獣医師）が異常や疾病がないか検査し、合格したもののだけが市場に流通することになっています。と畜場で豚コレラであると確認された肉や内臓等については、検査不合格となり、市場に流通することはありません。

Q6 平成30年（2018年）9月の発生以降、どのような対策を行ってきましたか。

A6 豚コレラの対策については、平成30年9月の発生以降、衛生管理の徹底、早期出荷促進対策、防護柵の設置支援、捕獲強化や経口ワクチンの散布などの野生イノシシ対策等を実施してきました。

Q7 今回、豚コレラワクチンを接種するのはどうしてですか。

A7 豚コレラの防疫措置は、早期発見と感染した豚の処分を原則としています。豚コレラワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができますが、無計画かつ無秩序なワクチン使用は、感染した豚の存在を分かりにくくします。このため、予防的なワクチンの接種を原則行いません。

今般、野生イノシシにおいて、豚コレラの感染が拡大しており、衛生管理の向上等を図っても豚への感染防止が難しい場合に、豚への感染リスクが高い地域において、豚を対象にワクチンを接種し、豚コレラの発生を予防することにしました。

Q8 今回使用する豚コレラワクチンとはどのようなものですか。

A8 今回使用する豚コレラワクチン（以下、「豚コレラワクチン」）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。旧「薬事法」）に基づき、農林水産大臣が承認し、国が備蓄しているものです。有効性及び安全性は担保されています。

Q9 豚コレラワクチンは、日本で使用したことがありますか。

A9 昭和44年（1969年）から平成18年（2006年）まで、37年間にわたって、国内でほとんどの豚に使用していました。

Q10 この間、豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べて、人の健康に影響を及ぼした事例はありますか。

A10 上記の法律に基づき、承認された医薬品は販売後に実際に使用した際の安全性等の情報を収集していますが、豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べて、人の健康に影響があったという報告はありません。

Q11 豚コレラワクチンには、どのような成分が含まれていますか。

A11 豚に豚コレラを引き起こさせないよう病原性を弱くした豚コレラウイルスと添加剤が含まれています。

Q12 豚コレラワクチンに含まれる添加剤が人の健康に影響を及ぼすことはありませんか。

A12 豚コレラワクチンに含まれている添加剤は、①食品又は食品から通常摂取されている成分（塩化ナトリウム、精製水、乳糖）及び②食品衛生法に基づく食品添加物として使用されている成分（ポリビニルピロリドン、リン酸水素二ナトリウム、リン酸二水素ナトリウム）ですので、ワクチンに含まれている添加物の量であれば、人の健康に影響はありません。

Q13 豚コレラワクチンの成分は豚肉に残留しているのですか。

A13 豚コレラワクチンを接種した健康な豚は、体内で豚コレラに対する免疫を獲得します。人の予防接種のように免疫を獲得すると、ワクチンに含まれている豚コレラウイルスは体内から消失します。このため、ワクチンに含まれている豚コレラウイルスが豚肉に残留することはないと考えられます。なお、ワクチンの成分（Q 1 1 及び 1 2 参照）が万一残留したとしても、人の健康に影響はありません。